

令和3年8月26日

保護者様

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校の教育活動について

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、滋賀県においては、令和3年8月8日から「蔓延防止等重点措置」、さらに8月27日からは「緊急事態宣言」が適用されます。

市立小中学校におきましては、児童生徒の学びの保障など、学校教育の重要性を踏まえ、2学期当初の教育活動について、授業の短縮や学校行事の延期、日常の感染防止対策を強化した上で、下記の通り実施しますので、ご家庭における健康観察の実施等を含め、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染拡大の状況等により、臨時休業等、急な対応の変更等を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

記

1. 学校における教育活動について

- ① 本市においては、予定どおり2学期を開始し、通常どおりの授業を行いますが、「緊急事態宣言」が発令されたことを考慮し、慎重に学校を再開する必要があることから、9月10日(金)までは午前中授業とします。なお、給食は、当初計画どおり9月3日(金)から提供し、黙食を徹底します。
- ② 当面(9月12日まで)は、これまで以上に児童生徒の安全、健康を最優先に、感染拡大の可能性が高い教育活動は行わないようにします。このため、この期間に予定していた学校行事(運動会や修学旅行等)は、延期します。また、部活動については、引き続き9月12日(日)まで停止します。

2. 保護者の皆様にご協力いただきたいことについて

- ① 登校前には、ご家庭において、検温するとともに健康観察を徹底してください。そのうえで、本人の発熱や風邪症状はもとより、家族に同様の症状が見られる場合にも登校は控えてください。なお、感染不安により登校を見合わせる場合についても、「欠席扱い」とはなりませんので、その旨お申し出ください。
- ② 本人または家族がPCR検査等を受検する時、検査結果が判明した時、また、濃厚接触者等に特定された場合には、感染拡大防止の観点から、必ず学校に連絡を入れていただきますようお願いいたします。
- ③ 登校できない児童生徒に対して、家庭で学習を進めるための教材を準備しています。なお、オンライン学習導入の検討に際し、各家庭の通信状況について確認させていただくことがあります。
- ④ ご家庭においても、手洗い(30秒以上)、うがいの励行等により、引き続き感染予防に努めてください。なお、マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクとされていますので、参考にしてください。